

退職者からの質問

Q1 退職した時は、どのような手続きが必要ですか。

A

事業所から退職の連絡を受けた約2～3週間後に、給付金の支給要件を満たしている方宛に、「給付金の請求書」を送付します。
「給付金の請求書」が到着したら、必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて提出ください。

Q2 給付金の案内が届きました。年金か一時金のどちらかを選択するようですが、どう違うのですか。

A

年金で受け取る場合は、受取期間を5年、10年、15年、20年の中から選択でき、支給期間に応じた一定の利息が付与されます。（受取総額は年金の方が多くなります。）
また、所得税法では、一時金は退職所得、年金は雑所得になります。

Q3 給付金の支給を繰下げる制度はありますか。

A

次の場合に、給付金の支給を繰り下げることができます。
①加入者期間10年以上で資格喪失時50歳以上の方⇒70歳まで繰下げできます。
②加入者期間10年以上で資格喪失時50歳未満の方⇒65歳まで繰下げできます。
（65歳到達時に手続きを行えば、70歳まで繰下げできます。）
③加入者期間10年未満で65歳到達により資格を喪失した方のうち、継続して実施事業所に雇用される方⇒70歳まで繰下げできます。

Q4 一時金で受け取る場合、請求してからどのくらいの時間がかかりますか。

A

請求書類を受理してから、不備がなければ、約3～4週間後に指定の金融機関の口座に振り込みます。

Q5 給付金の案内が届きました。手続きの締切はありますか。

A

特に手続きの期限はありませんが、なるべく早く請求ください。なお、給付を受ける権利は民法の時効が適用されます。
また、他の年金制度への移換を希望される方は、資格喪失から1年以内に手続きが必要です。

Q6 一時金で受け取る場合、税金はどのように扱われますか。

A

退職所得として他の所得と分離して課税されます。
他から退職金を受けている場合は、その退職金と合わせ、退職所得控除額（勤続年数1年につき40万円、20年を超える期間は1年につき70万円）の範囲内であれば、課税されませんが、退職所得控除額を超える場合は、超えた額の1/2が課税所得になります。

Q7 一時金で受け取る場合、マイナンバーカードは必要ですか。

A

税務署へ提出する法定調書を作成するため、マイナンバーが必要です。請求に際しては、マイナンバーカードの写しを添付ください。

Q8 一時金で受け取る場合、「退職所得の受給に関する申告書」は必要ですか。

A

「退職所得の受給に関する申告書」を提出することで、退職所得控除を受けることができます。この書類の提出がないと退職所得に関する優遇措置が受けられず、一律で支給額の20.42%が源泉徴収されます。また、住民税の特別徴収が行われませんので、改めて住民税の申告が必要になります。

Q9 一時金で受け取る場合、退職所得の源泉徴収票は必要ですか。

A

退職所得は、原則本人に申告義務はなく、支払者が源泉徴収します。一時金の他に退職金を受け取っている場合は、合算して退職所得を計算しますので、源泉徴収票が必要です。

Q10 一時金を受ける場合、税務署への申告は必要ですか。

A

一時金で受ける場合は、原則として税務署に申告する必要はありません。当基金で法定調書を作成のうえ、税務署に提出します。

Q11 会社の退職金は基金から支払われると聞きました。どういうことですか。

A

会社の退職金規程等に当基金からの給付金の取扱いが定められているか、一度ご確認ください。退職金規程等では、当基金からの給付金や中退共などの他の退職金制度などを退職金として定めている場合があります。

Q12 年金で受け取る場合、いつ支給されますか。

A

年2回、6月1日と12月1日です。(非営業日の場合は翌営業日となります。)

Q13 年金で受け取ることができるのはどのようなケースですか。

A

お支払いする年金は、加入者期間10年以上が条件となります。加入者期間10年未満の方については、一定条件を満たせば、ポータビリティ制度を利用し、脱退一時金相当額を企業年金連合会、iDeCo、企業型確定拠出年金、確定給付企業年金などに移換することで、将来年金として受けることもできます。

Q14 年金で受け取る場合、税金はどのように扱われますか。

A

公的年金と同様「雑所得」扱いで、公的年金等控除の対象になります。ただし、公的年金とは異なり、「扶養親族等申告書」の提出ができないため、年金の支払時に支給額の7.6575%相当額を源泉徴収しています。公的年金等控除や他の控除を受ける場合には、確定申告が必要です。

Q15 年金、一時金の振込先の金融機関は銀行のみですか。

A

銀行以外の金融機関でもお振込みできます。（信用金庫、信用組合、農協、ネット銀行等）

Q16 脱退一時金を再就職先の企業年金や iDeCo に移すことはできますか。

A

資格喪失後、1年以内であれば、脱退一時金を企業型確定拠出年金や iDeCo、確定給付企業年金に移換することができます。ただし、確定給付企業年金に移換する場合には、移換先の年金規約に移換を受け入れる旨が定められているかの確認が必要です。
